

Summary (サマリー) 編

(2026/07/23 現在)

2026 年向け合格目標 Kudo Project “Swing-by” seminar Summary 編及び工藤道場 Summary 編の使用教材におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・最新 2026/07/23 更新分

【2026/07/14 更新分】

Summary 編 第 1 回【問題】(RU26285)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P32 国民年金法 ⑦番【問題】	配偶者に対する遺族基礎年金が、受給権者の申出により支給停止されている場合にあっては、子に対する遺族基礎年金の支給停止が解除される。	配偶者に対する遺族基礎年金が、受給権者の申出により支給停止されている場合にあっては、 <u>配偶者が遺族基礎年金の受給権を有することによる子に対する遺族基礎年金の支給停止が</u> 解除される。

Summary 編 第 1 回【解答・解説】(RU26286)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P46 国民年金法 ⑦番【問題】	配偶者に対する遺族基礎年金が、受給権者の申出により支給停止されている場合にあっては、子に対する遺族基礎年金の支給停止が解除される。	配偶者に対する遺族基礎年金が、受給権者の申出により支給停止されている場合にあっては、 <u>配偶者が遺族基礎年金の受給権を有することによる子に対する遺族基礎年金の支給停止が</u> 解除される。

【2026/07/21 更新分】

Summary 編 第 1 回【問題】 (RU26285)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P30 厚生年金保険法 ⑦番【問題】	問題文を以下に訂正をお願いいたします	
		昭和 55 年 4 月 2 日生まれの者が、20 歳から 2 年間は国民年金の保険料を納付したが、22 歳から 2 年間滞納していた。この者が 24 歳の 4 月に初めて厚生年金保険の被保険者となり、その後継続して被保険者であったが、令和 8 年 4 月 1 日に死亡した。この場合において、その遺族が、いわゆる長期要件の算定方法による遺族厚生年金の請求の申出をしたときは、当該算定方法による遺族厚生年金が支給される。	

Summary 編 第 1 回【解答・解説】 (RU26286)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P42 厚生年金保険法 ⑦番【問題】	問題文を以下に訂正をお願いいたします	
		昭和 55 年 4 月 2 日生まれの者が、20 歳から 2 年間は国民年金の保険料を納付したが、22 歳から 2 年間滞納していた。この者が 24 歳の 4 月に初めて厚生年金保険の被保険者となり、その後継続して被保険者であったが、令和 8 年 4 月 1 日に死亡した。この場合において、その遺族が、いわゆる長期要件の算定方法による遺族厚生年金の請求の申出をしたときは、当該算定方法による遺族厚生年金が支給される。	
訂正	P43 厚生年金保険法 ⑦番【解答・解説】	解説文を以下に訂正をお願いいたします	
		本肢の死亡した者の保険料納付済期間は、20 歳からの 2 年間と 24 歳から死亡日の属する月の前月までの 22 年間であり、当該期間を合算しても 25 年以上としないことから長期要件を満たしていない。したがって、その遺族がいわゆる長期要件の算定方法による遺族厚生年金の請求の申出をしても「短期要件の算定方法による遺族厚生年金が支給される」。	